

## 浜松市障がい者基幹相談支援等事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センター（以下「センター」という。）が行う浜松市障がい者基幹相談支援等事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

### (事業の目的)

第2条 この事業は、法第77条の2第1項及び地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及びこの要綱に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の相談支援体制の強化の取組みや権利擁護・虐待防止のための支援等の業務を実施するとともに、親なき後を見据え、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、地域生活支援拠点体制を構築し、もって障がい者等やその保護者等への支援に寄与することを目的とする。

### (実施主体及び事業の委託)

第3条 事業の実施主体は、浜松市とする。

2 事業はセンターにて実施する。

3 市長は、事業の全部又は一部を、市長が指定する社会福祉法人等であって、一般相談支援事業又は特定相談支援事業の指定を受けているものに委託することができる。

### (業務内容)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 浜松市障がい者基幹相談支援センター事業事務処理要領に規定する業務

(2) 浜松市地域生活支援拠点事業事務処理要領に規定する業務

(3) その他、事業の目的を達成するために必要と認められる業務

(センターの事業の対象地域)

第5条 センターの事業は、市全域を対象とする。

2 センターは、浜松市障がい者相談支援センター等に対する市全体の広域調整等を行い、効果的かつ有機的な連携体制を構築するものとする。

(職員体制等)

第6条 センターには、障がい者等やその保護者等の相談支援に関して十分な経験と高度な知識のある相談員を配置する。

2 センターの従業員は、次の各号に掲げる事項を記載した名札を見やすい位置に着用しなければならない。

(1) 浜松市障がい者基幹相談支援センター

(2) 従業員氏名

(経理及び利用料)

第7条 第3条第3項の規定により事業の委託を受けた者(以下「事業者」という。)は、事業に係る経理を他の経理と明確に区分しなければならない。

2 事業の利用者の利用料は、無料とする。ただし、利用時における材料費等の実費は、利用者が直接利用したセンターの事業者にも納入するものとする。

(遵守事項)

第8条 事業者は、以下の事項について必要な事項を定めておかなければならない。

(1) センターの従業員の勤務体制、業務分担、訪問手段等

(2) 事業の実施において事故が発生したとき、市長等に速やかに連絡する等の措置

(3) センターの従業員、会計及び相談に関する諸記録の整備

(4) 事業者及びセンターの従業員若しくは従業員であった者に、業務上知り得た相談者等に関する守秘義務を遵守させる措置

(5) 苦情を処理するために講ずる必要な措置

(6) その他、利用者に対して適切な支援を実施するために必要な措置

( 報告、調査、委託の取消し )

第 9 条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、事業に係る報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

2 市長は、前項の調査等の結果、事業の機能が十分に果たされていないと認められるときは、事業の委託を取消すことができるものとする。

( その他 )

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

この要綱は、平成 29 年 11 月 13 日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。